

第1 京都大学(以下「本学」という。)に、法務・人権推進室を置く。

第2 法務・人権推進室は、法務担当の理事又は人権担当の理事(以下「担当理事」という。)の下に、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 訴訟・法律相談に関すること。
- (2) 人権問題・ハラスメントに関すること。
- (3) 情報公開・個人情報保護に関すること。
- (4) その他担当理事が必要と認めること。

第3 法務・人権推進室は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 法務担当の理事及び人権担当の理事
- (2) 担当理事が指名する理事補
- (3) 本学の顧問弁護士
- (4) 総務部長
- (5) 総務部の職員のうちから担当理事が指名する者 若干名
- (6) その他担当理事が必要と認める者 若干名

第4 法務・人権推進室に室長及び副室長を置く。

2 室長は担当理事をもって充て、副室長は室長が指名する者をもって充てる。

3 室長は室務を掌理し、副室長は室長を補佐する。

(平23.3.28裁・一部改正)

第5 法務・人権推進室に、第2に定める業務を適切に行うため、次に掲げる部門を置く。

訴訟・法律相談部門

人権推進部門

情報公開対応・個人情報保護部門

2 部門の組織及び運営に関し必要な事項は、室長が定める。

第6 この要項に定めるもののほか、法務・人権推進室の運営に関し必要な事項は、法務担当の理事及び人権担当の理事が協議して定める。

附 則

この要項は、平成20年12月16日から実施する。

附 則(平成23年3月総長裁定)

この要項は、平成23年4月1日から実施する。